

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 日時

3月18日（火）午後3時から午後4時50分まで

2 場所

札幌地方裁判所5階大会議室

3 出席者

（委員）奥田正昭，亀田成春，小林暁子，田中勝美，玉木 健，常見信代，西本仁久，
林 和宏，松井英美子，山崎 学，吉田克己（五十音順 敬称略）

（説明者）事務局長尾方正之，民事首席書記官本間良行，刑事首席書記官空井克憲

（庶務）小路法雄，鈴木浩二，井田久敏，高嶋博之

4 議事トピックス

(1) 第17回委員会においては、主に「裁判員制度実施に向けた取り組みについて」協議されました。協議冒頭、事務局から、裁判所で取り組んでいる裁判員模擬選任手続について簡単に説明があり、これを基に裁判員裁判について活発な協議が行われました。

協議の中で、取り上げられた主な事項は、次のとおりです。

ア 裁判員候補者名簿に何人の方を登載することになるのですか。

イ 模擬選任手続の例で、呼ばれて都合を付けて来たが、結局6人の裁判員に選ばれず、1日目の午前中で帰ることとなったら、その準備が無駄になってしまうのではないですか。

ウ 3日間で終える予定の事件が、事情により3日間で終えられないこととなった場合どうするのですか。

エ 裁判員となった時点から審理や判決を下す手続に初めて参加することになるわけですが、非常に不安を感じるのですが。

オ 裁判員として法廷に並んだとき、顔を傍聴人らに見られることに非常に抵抗があります。もし外で会ってしまったらどうしようと考えてしまいます。

(2) 次回委員会においては、委員の方々に模擬評議を行い、その体験をもとに裁判員制度について協議していただくことになりました。

（議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 :説明者、 :委員長、 :委員、 :庶務 と表示)

(1) 委員の自己紹介

新たに委員となった常見委員から自己紹介があった。

(2) 裁判員制度実施に向けた取り組みについて

まずは「裁判員制度実施に向けた取り組みについて」から協議することとします。協議のきっかけとして、裁判所で取り組んでいる裁判員模擬選任手続について簡単に事務局から説明があります。本日はこれを基に裁判員制度について協議していただければと思います。

(事務局)

配布資料「裁判員選任手続のイメージ」に基づき、裁判員選任手続の流れとこれまで札幌地裁で2回実施した裁判員模擬選任手続の経過及びその結果を踏まえた改善点などにつき説明があった。

裁判員選任手続をごく簡単に説明しますと、裁判員候補者名簿に登載された際に調査票を送付する段階、6週間前に裁判期日のお知らせをする際に質問票を送付する段階、期日において裁判長から質問する段階の三つの段階からなる手続といえます。それらの各段階で裁判員候補者の方から事情を聞くこととなります。

裁判員候補者名簿に何人の方を登載することになるのですか。

登載する数は、地方裁判所ごとに1年間に係属すると思われる裁判員裁判の事件数に、1事件に呼ぶ方の相当数を掛けた数となります。札幌地裁の場合は、1年間に係属すると思われる裁判員裁判の事件数は約75件で、1事件に呼ぶ方を50人から100人と想定しているのです。現時点での大まかな登載数は、それらを掛けた数になるのではないかと検討しています。なるべく広い層の方から裁判員を選ぶと、そのような数が相当ではないかと考えています。

模擬選任手続の例で、26人の方が呼ばれているわけですが、その方々はパートの代わりに頼んだり、子供の面倒を頼んだりして3日間の都合をつけて来ることになっていると思いますが、結局6人の裁判員に選ばれず、1日目の午前中で帰ることになったら、その準備が無駄になってしまうのではないですか。

確かにその意見は当たっていると思います。例えば、午後に裁判員選任手続を行ったうえ、選任された裁判員だけ1週間後に裁判に来ていただくという手続も一つの方法だと思いますが、裁判期間が長くなってしまふおそれがあります。また、3日間以上かかる予定であれば、裁判員選任手続を先に行う方法が相当な場合もあると思います。個々の裁判体が、事件の性質を見ながら判断していくと思います。

日当はどれくらいもらえるのですか。

選任手続のみ参加し、裁判員に選ばれずに帰られた方には、8000円を上限として日当が支払われます。裁判員に選ばれ参加された方には、1万円を上限として日当が支払われます。そのほかに交通費も支払われますし、宿泊が必要な方には、宿泊料が支払われます。

裁判官だけで行う事件があるとされていますが、それは、1週間もかかってしまう事件もそれに当たることがあるのですか。

時間がかかる事件であるから、裁判官だけで行う事件になるわけではありません。テロ事件など裁判員に危害が加わるおそれがあるような事件の場合、裁判官だけで行うこともあります。

3日間で終える予定の事件が、事情により3日間で終えられないこととなった場合どうするのですか。

裁判員裁判は、公判前整理手続を行い、審理計画を十分に立てて臨むので、そのような場合はごくごくまれと考えています。そのような可能性があるのであれば、補充員を立てることとなります。都合が付かなくなった方の代わりに補充員が裁判員となります。

裁判員となった時点から審理や判決を下す手続に初めて参加することになるわけですが、非常に不安を感じるのですが。

そのように感じている方には、是非模擬裁判に参加してほしいと思います。模擬裁判で、裁判員役の方は初めて裁判に参加するわけですが、最初はやはり大変のようですが、半日もたつと意見をどんどん述べられます。いろんな視点から意見が出されます。その意見もポイントを突いたものです。

裁判員が量刑を決めることは、非常に難しく、果たして同じ程度の事件でだいたい同じ量刑とすることは難しいのではないですか。

裁判員裁判の量刑がこれまでの実務と異なることになるかもしれません。これまでの量刑の在り方について議論していただき、ある程度幅が出ることはやむを得ないと考えています。もっともこれまでの模擬裁判の結果を見ると、ある程度の幅の中に納まっていると言えます。量刑に関する客観的な資料も用意されます。

裁判員として法廷に並んだとき、顔を傍聴人らに見られることに非常に抵抗があります。もし外で会ってしまったらどうしようと考えてしまいます。

裁判員に危害が及ぶ事件は、裁判員裁判の事件の対象としませんし、裁判員の保護には十分配慮することになります。

現在の模擬裁判の参加者は、企業などから推薦された方で、おそらく倫理観も高

く意欲のある方だと思います。実際の裁判では、そのような方ばかりではないので、そろそろシミュレーションとして無作為抽出的な形で裁判員を選任して模擬裁判を行い、守秘義務を理解してもらえるかなど検証する必要があるのではないのでしょうか。

裁判所としても同じ意識を持っています。できるだけ実体に近い方々からの意見を集約するため、模擬裁判を行うための裁判員役候補者名簿を拡大したり、また、アンケートの形で意見をいただくなどしています。なかなか模擬段階では、無作為抽出の形で実施することは難しいと考えていますが、裁判員になりたくない方からの意見が重要であることは認識しています。

おそらく、ほとんどの方は、裁判員となっても、きちんと裁判に参加し、守秘義務も守って行くことになると思います。しかし、ごく一部の方が、例えば、何年か後に周囲の人に裁判員でなければ知り得ない事を話してしまうこともあるのではないかと。そのようなことが一度でもあっては、制度として破綻していると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

たまたまそのような事があつたとしても、それは制度として想定する範囲内なのかと考えています。その点については、それほど心配していません。

中央からの広報、例えば、一般の方に先入観を与えないために事実以外書くななどの話を聞くと、今述べられたこととかなり温度差があるような気がします。むしろ今述べられたようなことを浸透させれば、みんなが心配しないと思うのですが。

最高裁からの守秘義務についての説明は、従前から変わっていないと思います。

言い方の問題なのかもしれません。紙面で出た説明と、実際に、話を聞いて見るとでは、全然違うのかもしれませんが。

委員の方には、是非、当庁で実施する模擬裁判を見学していただきたいですし、次回、模擬評議を実施してはどうでしょうか。

(3) 今後の協議テーマについて

議題のうち利用しやすい裁判所についての意見は、提出した意見回答書のとおりです。「バリアフリー」、「夜間休日サービス」、「窓口相談活動」、「法教育の充実」など取り上げていただき、年間計画を立てて、1時間ないし1時間半の時間を裁判員制度の協議に充てて、残り30分をこれらの議題に充てていただきたい。

施行まで間もないこともあり、数回続けて集中的に裁判員制度について取り上げたいという考えもありますが、今述べられたように並行して進める方法もありますが、いかがでしょうか。

集中的に実施すると決めないで、一度並行して実施し、利用しやすい裁判所につ

いて深く議論したい事柄が出て来るかもしれませんが、やはり裁判員制度を集中的に議論した方がいいという考えも出て来るかもしれません。次回、模擬評議を実施するのであれば並行は無理と思いますが、次々回に並行して行うことが現実的ではないかと思います。

裁判員制度について議論する場合、どうしても聞いてしまう部分が多くなると思うので、アイデアを出す時間として30分取って、利用しやすい裁判所について取り上げたらよいのではないかと思います。

それでは、今回は模擬評議を実施し、次々回には、並行して進めることとして、30分間の時間を取り、議論し易い議題である窓口相談について取り上げることとしたいと思います。

6 次回の予定について

平成20年6月25日(水)午後3時から開催します。